

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第7回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

- 1 日時  
平成16年11月5日（金）午前10時
- 2 場所  
大阪高等裁判所委員会室
- 3 出席者  
（委員長）鈴木茂嗣  
（委員）河内鏡太郎，佐渡賢一，鳥越健治，水野武夫  
（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐  
（説明者）小野大阪高裁事務局長
- 4 議題
  - (1) 第11回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
  - (2) 収集した情報について
  - (3) 日程その他
- 5 議事
  - (1) 第11回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
    - 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第11回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。
  - (2) 収集した情報について
    - ア 大阪地域委員会の依頼に基づき提出された情報について
      - 庶務から，大阪地域委員会の依頼に基づき地域委員会に直接提出された情報並びに大阪弁護士会及び第二東京弁護士会を經由して提出された情報について報告があった。
    - イ 提出された情報の検討
      - 直接地域委員会に提出された情報について  
**協議の結果，いずれも地域委員会の方針に沿った情報であり，適格な情報として中央の委員会に送付することとされた。**
      - 大阪弁護士会を經由して提出された情報について
        - ・ **具体的事例について**  
提出された情報のほとんどが大阪弁護士会を經由して提出されており，また，同一の弁護士から，同様の内容の情報を大阪弁護士会経由と地域委員会直送という2つの方法で提出されているものもあることなどから，委員の中から，弁護士会ではどのように情報を提出するよう周知しているの

か質問があったところ、「大阪弁護士会では、直接地域委員会の庶務あて提出するよう弁護士に周知している。近畿弁護士会連合会では、従前の活動の延長として、広く裁判官に関する情報や5段階評価のアンケートを求めているが、組織として方向性を出すということではなく、集まった情報をそのまま地域委員会に提出しているのでは、問題はないのではないか。」との発言があった。これに対して、「回答書を見ると、裁判官の再任情報をファクシミリでやりとりしているようだが、プライバシーや情報管理の面から心配である。やはり提出は地域委員会に一本化してもらいたい。」という意見が出された。

なお、提出された情報の中に、平成17年4月期の再任候補者以外の裁判官に関する情報が含まれており、この情報については中央の委員会に送付すべきでないとの意見が出された。

協議の結果、当委員会が依頼した方法と異なり、大阪弁護士会を経由して提出された情報であるが、その旨を付記し、再任候補者以外の裁判官に関する情報を除外して、中央の委員会に送付することとされた。

・5段階評価式のアンケートについて

委員の中から、「5段階評価アンケートも意味があるので、中央の委員会に送付していいのではないか。」という意見が出されたが、「前回も送付していないし、更に今回は、段階評価式アンケートによる情報収集が相当でない旨の中央の委員会の意見を付けて情報収集を依頼しているので、今回も送付する必要はない。」との意見が出された。

協議の結果、5段階評価式アンケートについては、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ 第二東京弁護士会を経由して提出された情報について

協議の結果、大阪弁護士会を経由して提出された情報と同様、具体的事例については、第二東京弁護士会を経由して提出されたものであることを付記して中央の委員会に送付し、5段階評価式のアンケートは送付しないこととされた。

(3) 再任希望裁判官の適格性審査の在り方について提出された「意見書」の取扱いについて

- 委員長及び委員にあてて、再任希望者を不適格と判断するに際しては、少なくとも地域委員会における面接を実施するよう要請するという内容の意見書が送付されたことが、庶務から報告され、同意見書の取扱いに関して、次のとおり審議された。

「行政手続法で不利益処分を行う場合には、本人に弁明の機会が与えられており、裁判官の再任手続に関しても、同法の精神から、本人に弁明の機会

を与える必要がある。大阪地域委員会として、『不適合との判断をする場合は、本人に弁明の機会を与えるよう、今後十分配慮する必要がある。』との意見を付して、この文書を送付すべきである。」との意見が出された。中央の委員会に意見書を送付することについては、特に異議は出なかったが、大阪地域委員会としての意見を付することについては、「この意見書は、最終的に不適合とするなら、弁明の機会を設けてほしいという中央の委員会への要望であると思われる。弁明の機会を与えるかどうかは、中央の委員会で決めることである。大阪地域委員会として意見を付すことには反対である。」

「意見を付さなくても、意見書を送付することにより何らかの配慮を中央の委員会に求めたいというニュアンスが伝わるのではないか。」「地域委員会の役割は、各地域で広く情報を集めることであり、そのような意見を付するのは適当ではない。」との意見が出された。

これらの意見に対して、「地域委員会あてに送付された意見書であり、地域委員会に突き付けられた問題だと思う。情報を収集するのが地域委員会の役割であるとしても、裁判官の職務に耐えられないのではないかという情報があった場合、その情報が的確かどうか、本人に弁明の機会を与えるべきではないか。収集情報をそのまま送っているだけでは、地域委員会の役割を果たしていないことになると思う。」との意見が出された。

協議の結果、「一部の委員から『少なくとも重点審議者については、適正手続としても、本人の納得のためにも、面接ないし弁明の機会を与えるべきである。中央の委員会としても、この意見書の指摘を真摯に受け止め、今後、面接ないし弁明の機会を与えるなど、何らかの対応等を講じるべきである。』旨の意見が出された」旨を付記して、意見書を中央の委員会に送付することとなった。

#### (4) 日程その他

- 次回の地域委員会は、平成17年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、その期日については、追って庶務から連絡することとされた。